

堺市堺区マスコットキャラクターサカエル及びみそかいでザイン使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、堺区の区民に親しまれるように公募により選定された堺市堺区マスコットキャラクターサカエル及びみそかいでザイン（以下、「デザイン等」という。）の使用について必要な事項を定める。

(使用承認の申請)

第2条 デザイン等を使用しようとする者（以下、「申請者」という。）は、堺市堺区マスコットキャラクターデザイン等使用承認申請書（様式第1号）によりあらかじめ堺市堺区長（以下、「区長」という。）に申請し、承認を受けなければならない。

(承認条件)

第3条 区長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号に該当する場合を除き、デザイン等の使用を承認するものとする。

- (1) 営利を目的とするとき。ただし、あらかじめ区長の承認を受けた場合を除く。
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治的活動または宗教的活動に利用されるおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人または団体等の売名に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 堀市堺区（以下、「区」という。）およびマスコットキャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、区長がマスコットキャラクターの利用を不適当と認めるとき。

(承認通知)

第4条 区長は、前条の規定に基づき使用承認した場合、堺市堺区マスコットキャラクターデザイン等使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、区長が必要と認める時は、使用の承認に条件を付すことができる。

2 区長は前条の使用を承認しない場合は、その理由を明記した書面により申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 デザイン等の使用を承認された者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 区で定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- (2) マスコットキャラクターのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (3) 承認された用途にのみ使用し、区長の指示する条件に従うこと。
- (4) 第三者に、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。
- (6) 区のマスコットキャラクターであることを明示すること。

(使用料)

第6条 使用料については無償とする。

(承認の期間)

第7条 使用承認する期間は、使用承認した日の属する年度末を限度とし、継続を希望する場合は、再度申請を行うものとする。ただし、本市の各課が使用する場合は最長 5 年間継続使用できるものとする。

(使用状況の報告)

第8条 デザイン等を使用した者は、速やかに使用状況について、ポスター、ちらし、写真等の使用実績を区長に提出しなければならない。

(使用承認の取消し)

第9条 区長は、デザイン等の使用が、この要領及び承認の内容に違反していると認めるときは、当該デザイン等の使用承認を取消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、その理由を明記した書面により申請者に通知する。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認により作成された物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 区は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要領は平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要領は平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要領は令和8年2月1日から施行する。